

元林整治第690号  
令和元年12月24日

各都道府県知事 宛

林野庁長官

「開発行為の許可基準の運用細則について」の一部改正について

下記の通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

記

「開発行為の許可基準の運用細則について」  
(平成14年5月8日付け14林整治第25号林野庁長官通知)

(担当：治山課企画班 内線6190)

## 別紙

## 開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日付け14林整治第25号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
別紙1  開発行為の許可基準の運用細則について	別紙1  開発行為の許可基準の運用細則について
第1 (略)	第1 (略)
第2 運用基準第2関係事項 1 (略) 2 運用基準第2の2関係事項 運用基準第2の2の技術的細則は、次の(1)から(4)に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 盛土は、次によるものであること。 ア (略) <u>イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</u> <u>ウ・エ (略)</u> (4) (略) 3~8 (略)	第2 運用基準第2関係事項 1 (略) 2 運用基準第2の2関係事項 運用基準第2の2の技術的細則は、次の(1)から(4)に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 盛土は、次によるものであること。 ア (略) (新設)  <u>イ・ウ (略)</u> (4) (略) 3~8 (略)
第3~第5 (略)	第3~第5 (略)
第6 <u>太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為について</u> <u>太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、第1から第5までによるほか、</u> <u>「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について」(令和元年12月24日付け林野庁長官通知)によられたい。</u>	(新設)